

中国の2021年7月の政治局会議について 金融緩和の示唆に加えて、規制強化の一段落の期待も

2021年8月4日

👉 お伝えしたいポイント

- ・ ハト派の金融政策が年後半の経済を下支えしよう
- ・ 引き続き構造改革を推進し、質の高い経済発展を目指す方針
- ・ 規制強化の一段落への期待を持たせる文言変更が確認される

ハト派の金融政策が年後半の経済を下支えしよう

7月30日夕方（現地、以下同様）、中国新華社は同日に開催された「中国共産党中央政治局会議（以下、政治局会議）」の要旨を発表しました。中国では通常、月次で行われる政治局会議で国家の各種方針や政策が定められ、その後政府が政策を執行します。その中で、経済に関しては概ね四半期に一度レビューを行い、特に7月の政治局会議は年後半の経済・財政政策の基調を決める場として注目を集めます。

今回の政治局会議では、総じて景気を重視しており、金融政策においては金融緩和に前向きである「ハト派」的なスタンスが確認されました。2020年7月以降の金融引き締めで終止符を打ち金融緩和へ転換するとともに、財政支出の加速等により景気を支援する方針が示されたことで、年後半の経済、株式市場を下支えすると期待されます。

金融緩和への方針転換が示唆される

政治局会議の要旨は、足元の景気状況に関して「外部環境は一段と複雑且つ深刻である」としながら、「景気回復の基礎が固まっていない」ことをより強調するなど、景気への懸念を強める内容となりました。

金融政策に関しては、4月の政治局会議に比べて「2022年を見据えた統括的な金融政策を実行する」との文言が新たにみられました。これは2022年以降と予想されている金融緩和策を前倒しで実行することを意味し、2020年後半からの金融引き締めで終止符を打ったことを示唆していると考えられます。2022年の中国景気は、コロナ後の景気急回復が一巡し減速方向とみられるため、金融政策に関しては緩和による景気下支えの役割が期待されます。

さらに、要旨では「マクロ経済政策の自主性を強める」方針も盛り込まれました。ここでの「自主性」とは、米国の金融引き締め策には同調せず、中国の景気状況に合わせた経済政策を実行することを意味すると考えられます。2021年前半に金融政策の正常化が大きく進展した中国においては【図表1】、すでに金融緩和の余地が出てきており、7月9日に預金準備率の引き下げが発表されました。今後は、機動的に追加の金融緩和を行うことにより、新型コロナウイルスの感染拡大や洪水などによる一時的な景気の下振れなどに対処していくと期待されます。

引き続き供給側改革を推進し、質の高い経済発展を目指す方針

政治局会議のもう一つの重要ポイントは、引き続き供給側改革を深め、新たな経済発展の構図を構築し、質の高い経済発展を目指すことです。

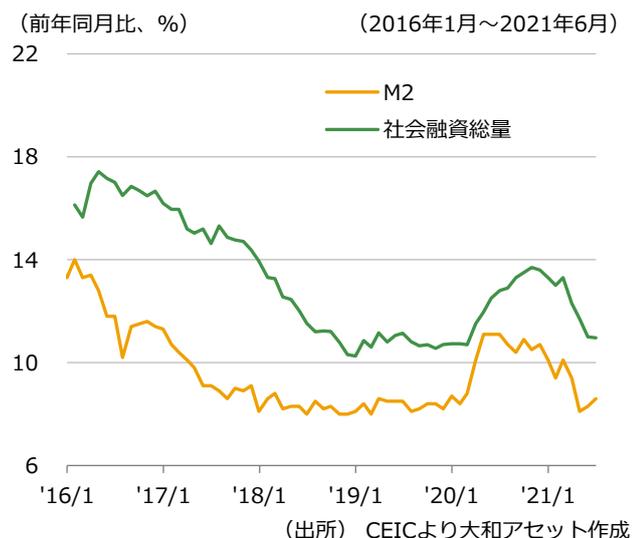
特に新エネルギー自動車産業の発展を支持することや、2030年までに温暖化ガスの排出量がピークを迎える目標に向けた具体策の作成などが言及されました。年後半には、これらの産業において急速な発展を成し遂げることが期待されます。

そのほか、消費拡大策の一環として、年金制度の一段の普及と強化、3人目出産政策の発表、農村部の電子商取引と物流システムの構築などの民生関連政策も発表されました。また、インフラ投資においては、14次5カ年計画（2021-2025年）の重大インフラ建設の推進を加速することに加えて、地方政府のインフラ投資につながる地方政府専門債に関して発行ペースを加速させることなどが強調されました。年後半には、これらの政策を受けてインフラ投資が加速し、景気を下支えすると期待されます。

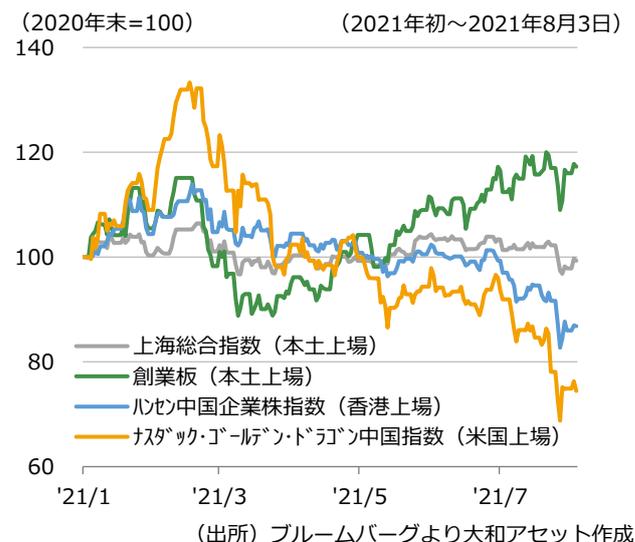
規制強化の一段落への期待を持たせる文言変更が確認される

今回の政治局会議の要旨において、昨年12月から言及されている「窓口期間（景気が良好で政策により景気を下支えする必要性の低い期間）を有効に利用する」との文言が削除されたことに特に注目したいと考えます。2021年前半を振り返ると、当局は不動産や地方政府債務、インターネット業界等、様々な問題に対し規制強化で対応しましたが、景気が良い状況にあるからこそ規制強化のマイナス面を看過できたと思われる。そのため、半年ぶりに「窓口期間を有効に利用する」との文言が削除されたことは、年後半に政策の軸が「規制強化」から「景気の下支え」へ移行したと読み取れます。不確実性は残りますが、約半年にわたって株式市場を揺さぶった各種規制強化が一段落する可能性を示唆するものであり、株式市場のセンチメント改善に寄与すると期待されます。

■ 図表1 マネー関連指標



■ 図表2 各種中国株指数の推移



当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料の中で個別企業名が記載されている場合、それらはあくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。

投資信託の手数料等およびリスクについて

投資信託のお申込みにあたっては、お申込み金額に対して最大3.85%(税込)の購入時手数料をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大2.42%(税込)・年率)のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金融商品仲介業者の概要

外務員が所属する金融商品仲介業者の「広告等補完書面」をご確認ください。

金融商品取引業者の概要

商号等	PWM日本証券株式会社 関東財務局長(金商)第50号
本店所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 兼松ビルディング 9階
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
苦情相談窓口	法務・コンプライアンス部 電話:03-3561-4104
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC:フィンマック) 電話:0120-64-5005 平日9:00~17:00(除く土日祝日)
資本金	30億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成11年4月
電話番号	03-3561-4100(代表)



**PWM Japan
Securities**

PWM日本証券株式会社
A Chartered Company

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号